



あなたの消費者力を試してみましょ

みなさんは「消費者」ですか？ 答えはもちろんイエス!です。

毎日の少額な買い物から、高額な住宅の購入、携帯電話やスマートフォンを使うこと、通信販売を利用することなど…これらは全て「消費者」として関わっている行為であり、その都度この行為は正しいか・間違っているのかを判断することが大切です。

では、今のみなさんの知識は正しいものでしょうか?思い違いをして覚えているものはありませんか?あなたの「消費者力」を試してみましょ!

○か×で
お答え下さい

問1

訪問販売で布団を購入した。購入して7日目だが、使用してしまったのでクーリング・オフできない。⇒P6・7へ

問2

昨日電話がかかってきて、健康食品を買うことを承諾したが、気が変わった。やめる理由はないが、断ることができる。⇒P8・9へ

問3

インターネットでアダルトサイトに入り、クリックしたら9万円請求された。「間違えて登録した方はこちらへ」と電話番号の表示があったので、電話をかけて間違えたことを伝えた。⇒P10・11へ

問4

テレビショッピングでネックレスを購入したが、イメージと違った。8日以内ならクーリング・オフできる。⇒P14・15へ

問5

アパートを退去することになったが、日焼けによるクロスの変色がある。しかし、自然に傷んだものであるので、張り替え費用は貸主(大家)が負担をすべきである。⇒P16・17へ

問6

近所の空き店舗に「期間限定の無添加食品の店」がオープンした。健康器具なども販売しているらしいが、無料で日用品をくれるようなので友達を誘って行ってみた。⇒P18・19へ

問7

一緒に買い物に行った友達にクレジットカードを貸した。友達が使用したもののなので、自分は支払わなくてもよい。⇒P20・21へ

問8

クーリング・オフを口頭で伝え了承されたが、書面(ハガキなど)でも通知しなければならない。⇒P22・23へ

答え 問1-× 問2-○ 問3-× 問4-× 問5-○ 問6-× 問7-× 問8-○

契約の基礎

日々の生活の中で「売買契約=毎日の買い物」「賃貸借契約=アパートを借りる」「雇用契約=会社に勤務する」など、意識しないで契約を行っています。

●契約はいつ成立するの?(売買契約の例)

買い手が「これをください」と申込み、売り手が「売ります」と承諾をし、双方の意思の合意があればその時点で契約は成立です。したがって**口約束であっても契約は成立**します。

高額・複雑な契約の場合は契約書が作成され、サインをすることで原則契約内容を全て承諾したとみなされます。

●契約はやめられるの?

契約が成立すると、一方的にやめることはできませんが、特定商取引法のクーリング・オフ制度や消費者契約法、民法などにより契約を解消することができる場合があります。